

平成21年度第1回作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号	
------	--

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく衛生委員会を設けなければならない。
- 2 事業者は、衛生管理者のうちから1人以上を衛生委員会の委員としなければならない。
- 3 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任しなければならない場合、そのうち1人の衛生管理者については、その事業場に専属でない労働衛生コンサルタントから選任することができる。
- 5 事業者は、常時100人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。
- 2 労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、本人が希望する医師又は歯科医師による相当の健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出した場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、^{ふっ}弗化水素ガスを発散する場所における業務に常時従事している労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、本邦外の地域に6月以上労働者を派遣しようとするときは、あらかじめ、その労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、健康診断を行った場合、異常のある労働者を除き、その結果を労働者に通知しなくてもよい。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、その労働者に対して、その従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、有機溶剤を取り扱う業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対して、法令で定める特別の教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対して、法令で定める特別の教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、法令で定める特別の教育の科目のうち、労働者が十分な知識及び技能を有していると認められる科目については、教育を省略することができる。
- 5 法令で定める業種に該当する事業場の事業者は、新たに職務に就くことになった職長に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

問 4 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象[㉠]、測定頻度[㉡]及び測定に関する記録の保存期間[㉢]の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

	㉠	㉡	㉢
1	空気中の鉱物性粉じんの濃度	6月以内 ごとに1回	7年
2	空気中の鉛の濃度	6月以内 ごとに1回	3年
3	空気中のカドミウムの濃度	6月以内 ごとに1回	3年
4	空気中の放射性物質の濃度	1月以内 ごとに1回	5年
5	空気中の石綿の濃度	6月以内 ごとに1回	40年

問 5 規格・検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、送気マスクについては、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、使用させてはならない。
- 2 法令で定める防じんマスクを製造した者は、その型式についての検定を受けなければならない。
- 3 事業者は、法令で定める防毒マスクについては、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、使用させてはならない。
- 4 事業者は、排気量が法令で定める容積以上の内燃機関を内蔵するチェーンソーについては、厚生労働大臣が定める規格を具備しているものでなければ、その事業場に設置してはならない。
- 5 親会社は、特定エックス線装置については、厚生労働大臣が定める規格を具備しているものでなければ、下請会社に貸与してはならない。

問 6 有害物等の規制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、製造等が禁止されている化学物質については、製造原料として輸入して使用することはできない。
- 2 製造許可の対象である化学物質を一定量以上使用しようとする事業者は、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の使用許可を受けなければならない。
- 3 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、原則として、あらかじめ、法令で定める有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 通知対象物の販売業者は、これを購入する会社にその通知対象物に関する法令で定める事項を文書の交付等により通知しなければならない。
- 5 特定化学物質のうち、第1類物質を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

問 7 安全衛生改善計画の作成又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、計画の届出については、いずれの場合も所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 都道府県労働局長から安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、この計画を作成しようとするときは、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等の意見をきかなければならない。
- 2 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その事業場に機械等を設置しようとするときは、この計画を、その工事の開始日の30日前までに届け出なければならない。
- 3 事業者は、建設業に属する事業の仕事であって、法令で定めるものを開始しようとするときは、この計画の届出を行わなければならない。
- 4 事業者は、第2種有機溶剤等を用いる有機溶剤業務を行う作業場所に法令で定める局所排気装置を設置しようとするときは、この計画を、その工事の開始日の14日前までに届け出なければならない。
- 5 事業者は、法令で定める放射線装置を設置しようとするときは、この計画を、その工事の開始日の30日前までに届け出なければならない。

問 8 法令で義務付けられている作業環境測定において、事業者が作業環境測定士に行わせなければならないものは、次のうちどれか。

- 1 鉱物性粉じんに係る空気中の粉じん濃度の相対濃度指示方法による測定
- 2 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものに係る一酸化炭素の含有率の測定
- 3 騒音に係る等価騒音レベルの測定
- 4 ガンマ線照射装置を設置している放射線装置室に係る線量当量の測定
- 5 第2種酸素欠乏危険作業の行われる場所に係る空気中の硫化水素濃度の測定

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関の登録を受けるためには、登録を受けようとする作業場の種類についての登録を受けている第1種作業環境測定士が置かれていなければならない。
- 2 都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関は、その都道府県労働局の管轄区域以外の都道府県においても作業環境測定の業務を行うことができる。
- 3 作業環境測定機関は、事業者から求められた作業環境測定を拒否したときは、その理由を付して、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に報告しなければならない。
- 4 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 5 作業環境測定機関になろうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設けるときは、厚生労働大臣の登録を受けなければならない。

問 10 作業環境測定基準における測定対象[㉠]と測定点の床からの位置[㉡]との次の組合せのうち、誤っているものはどれか。

	㉠	㉡
1	石綿の濃度	床上50cm以上 150cm以下
2	事務室以外の屋内作業場における気温及び湿度	床上50cm以上 150cm以下
3	等価騒音レベル	床上120cm以上 150cm以下
4	事務室における空気中の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率	床上50cm以上 150cm以下
5	鉛の濃度	床上50cm以上 150cm以下

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 評価値の計算式は、1作業日について測定した場合と連続する2作業日について測定した場合とは異なる。
- 2 A測定第1評価値が管理濃度未満であって、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.2倍である場合は、第2管理区分に区分される。
- 3 A測定第2評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.2倍である場合は、第3管理区分に区分される。
- 4 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの管理濃度は、当該粉じんの遊離けい酸含有率から求める。
- 5 測定値が管理濃度の1/10に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の1/10をその測定点の測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。

問 12 騒音に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場には、その作業場が強烈な騒音を発する場所であることを従事労働者が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとされている。
- 2 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場では、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、法令で定める著しい騒音を発する屋内作業場については、2月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 4 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、その業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。
- 5 事業者は、作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場における作業方法を変更した場合には、等価騒音レベルを測定しなければならない。

問 1 3 労働基準監督署長への報告に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者が就業中の急性中毒により休業した場合、休業の日数が4日に満たないときは、所轄労働基準監督署長に報告しなくてもよい。
- 2 事業者は、法令に基づいて定期の有機溶剤等健康診断を行ったときは、その労働者の数がたとえ1名であっても、遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 3 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、法令に定める報告書と記録等の書類を所轄労働基準監督署長に提出するものとされている。
- 4 事業者は、労働者が酸素欠乏症にかかったときは、遅滞なく、その旨を作業を行う場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 5 事業者は、放射性物質が多量にもれ、こぼれ又は逸散した場合は、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問 1 4 有機溶剤中毒予防規則の定義に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、百分率は重量%である。また、選択肢中の混合する前の「第1種有機溶剤等」及び「第2種有機溶剤等」は、混合されたものではないものとする。

- 1 有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を3%含有するものは、有機溶剤含有物でない。
- 2 第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等及び第3種有機溶剤等をそれぞれ3%ずつ含有し、残りは有機溶剤以外の物の混合物は、第2種有機溶剤等である。
- 3 第1種有機溶剤等を10%、第2種有機溶剤等を90%含有する混合物は、第2種有機溶剤等である。
- 4 第1種有機溶剤等を3%、第2種有機溶剤等を6%、第3種有機溶剤等を30%含有し、残りは有機溶剤以外の物の混合物は、第2種有機溶剤等である。
- 5 2種類の第2種有機溶剤等をそれぞれ3%ずつ含有し、残りは第3種有機溶剤等の混合物は、第2種有機溶剤等である。

問 1 5 特定化学物質障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 トリレンジイソシアネートは、第2類物質である。
- 2 アンモニアは、第3類物質である。
- 3 塩化ビニルは、第2類物質である。
- 4 1,3-ブタジエンは、第3類物質である。
- 5 コールタールは、第2類物質である。

問 1 6 石綿障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、試験研究のため石綿等を使用する作業場であっても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- 2 事業者は、試験研究のため常時石綿等を取り扱う作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、法令に定められた事項を記録し、それを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとされている。
- 3 事業者は、石綿等が使用されている工作物の解体の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
- 4 事業者は、石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれがある建築物の解体等の作業で、石綿等を含む保温材、耐火被覆材等を除去する作業を行うときは、あらかじめ、所轄労働基準監督署長へ届け出なければならない。
- 5 事業者は、石綿等が使用されている建築物の解体作業については、技能講習を修了した者でなければ当該作業に就かせてはならない。

問 17 電離放射線障害防止規則に関する次の記述の①、②の に入る数値の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

「 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、原則として、 ① 月以内ごとに1回、定期的に、線源容器のしゃへい能力の異常の有無について自主検査を行わなければならない。

事業者は、 の自主検査を行ったときは、法令で定められた事項を記録し、 ② 年間保存しなければならない。」

	①	②
1	6	3
2	6	5
3	3	3
4	3	5
5	3	30

問 18 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 事業者は、除じん装置を付設するプッシュプル型換気装置の排風機は、原則として、除じんをした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 事業者は、特定粉じん発生源に設ける局所排気装置については、1年以内ごとに1回、定期的に法令で定める自主検査を行わなければならない。
- 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、原則として、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 事業者は、特定粉じん発生源に設ける局所排気装置の排出口は屋外に設けなければならないが、サイクロンによる除じん方式の除じん装置を設けた場合はこの限りでない。
- 事業者は、除じん装置の除じん方式については、粉じんの種類にかかわらず、ろ過除じん方式を用いることができる。

問 19 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 事業者は、事務室における空気中の一酸化炭素の含有率を100万分の100以下としなければならない。
- 事業者は、事務室における空気中の二酸化炭素の含有率を100万分の5000以下としなければならない。
- 事業者は、事務室の気温が10 以下の場合は、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。
- 事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務室について、定期的に、空気中の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温、外気温並びに相対湿度を測定しなければならない。
- 事業者は、事務室に設けている機械による換気のための設備について、2月以内ごとに1回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

問 20 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。
- じん肺管理区分が管理3と決定された者は、療養を要する。
- 事業者は、合併症により1年を超えて療養のため休業した労働者が、医師によりその必要がなくなったと診断されたときは、遅滞なく、この者に対し、じん肺健康診断を行わなければならない。
- じん肺管理区分は、地方じん肺診査医の診断又は審査により、都道府県労働局長が決定する。
- 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1である者に対しても、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。